

○宜野湾市上下水道料金等審議会規程

平成31年4月1日

上下水道局管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、宜野湾市附属機関設置条例(昭和55年宜野湾市条例第9号)第3条の規定に基づき、宜野湾市上下水道料金等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、宜野湾市上下水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)の諮問に応じて、本市の水道料金及び下水道使用料について検討及び審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、事業管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 利用者代表
- (3) 各種団体又は法人等の関係者
- (4) その他事業管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。
- 3 事業管理者は、委員に欠員が生じた時は、随時補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道局総務企画課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。